

育児休業手当金延長請求書（1歳超）



（育児休業中支給分）

* 該当請求区分欄等に○をつけてください。

変更	特例・再取得	特例期間支給請求
	特例変更	特例期間での支給期間（短縮・延長）

組合員証 記号番号	-		所属 機関	名称				
組合員氏名			所在地					
育児休業に係る子の生年月日	令和	年	月	日	標準報酬月額 (短期)	等級	円	
育児休業期間	令和	年	月	日から	令和	年	月	日まで
育児休業手当金請求期間	令和	年	月	日から	令和	年	月	日まで
育児休業期間（2回目）	令和	年	月	日から	令和	年	月	日まで
育児休業手当金請求期間 (2回目)	令和	年	月	日から	令和	年	月	日まで
給付日数 (C+C')	日		請求金額（日額）		(B：育児休業～180日)	0	円	
					(B'：育児休業180日～)	0	円	
請求期間に対する 報酬の支給の有無 (いずれかに○をしてください)	有	(別添、報酬支給額証明書のとおり)						
	無	所属機関の長又は給与事務担当者 職名 氏名						
特例期間での支給延長事由（該当数字に○）								
1 申込みを行っているが当面保育所における保育が実施されないこと								
2 養育を予定していた配偶者の死亡								
3 養育を予定していた配偶者の負傷・疾病等								
4 養育を予定していた配偶者との婚姻の解消等による別居								
5 養育を予定していた配偶者の産前産後休業等								
6 本請求とは別の子に係る産前産後休業を開始したことにより本請求に係る子についての育児休業を終了した場合で、当該産前産後休業に係る子の全てが死亡又は組合員と同居しないこととなったこと								
7 介護休業を開始したことにより本請求に係る子についての育児休業を終了した場合で、当該介護休業に係る対象家族が死亡もしくは離婚等により組合員との親族関係が消滅したこと								
8 本請求とは別の子に係る新たな育児休業を開始したことにより本請求に係る子についての育児休業を終了した場合で、当該新たな育児休業に係る子の全てが死亡又は組合員と同居しないこととなったこともしくは養子縁組等が成立しなかったこと								
上記のとおり請求します。								
鳥取県市町村職員共済組合理事長 様								
令和 年 月 日								
住所								
請求者 氏名								

- 1 育児休業に関する所属機関の長の証明書を添付してください。
- 2 休業中の報酬支給「有」の場合、報酬支給額証明書を添付してください。
- 3 特例期間の支給請求を行う場合は、変更請求書に変更後の所属機関の長の証明書を添付し提出してください。
- 4 ※印欄は記入しないでください。

※決 裁	令和 年 月 日	事務局長	事務局次長	課長	合議	主査

育児休業手当金計算書

1	育児休業手当金日額																		
	標準報酬月額		標準報酬日額																
	円	× 1 / 22	円	(A)															
			(10円未満四捨五入)																
	・ 育児休業開始から180日まで 標準報酬日額 (A)	円 × 67 / 100	円	(B1)															
			(円未満切捨て)																
	・ 育児休業開始から180日経過後 標準報酬日額 (A)	円 × 50 / 100	円	(B1')															
			(円未満切捨て)																
2	「給付上限相当額」の算出		給付上限相当額																
	<div style="text-align: center;"> 15,430 円 </div> 雇用保険法第17条第4項第二号ハに定める額 (当該額が同法第18条の規定により変更された 場合には当該変更された後の額) に相当する額	× 30 × 67 / 100 × 1 / 22	= 14,097 円	(円未満切捨て) (B2)															
		× 30 × 50 / 100 × 1 / 22	= 10,520 円	(円未満切捨て) (B2')															
3	「育児休業手当金 (日額)」の確定	(該当欄に○)																	
	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 10%;">(1)</td> <td style="width: 15%;">B1 < B2 の場合</td> <td style="width: 15%;">→ B = B1</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>B1 ≥ B2 の場合</td> <td>→ B = B2</td> <td style="text-align: center;"></td> </tr> <tr> <td>(3)</td> <td>B1' < B2' の場合</td> <td>→ B' = B1</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>(4)</td> <td>B1' ≥ B2' の場合</td> <td>→ B' = B2</td> <td style="text-align: center;"></td> </tr> </tbody> </table>	(1)	B1 < B2 の場合	→ B = B1	○	(2)	B1 ≥ B2 の場合	→ B = B2		(3)	B1' < B2' の場合	→ B' = B1	○	(4)	B1' ≥ B2' の場合	→ B' = B2			育児休業手当金 (日額) (育児休業開始から180日まで) 円 (B)
(1)	B1 < B2 の場合	→ B = B1	○																
(2)	B1 ≥ B2 の場合	→ B = B2																	
(3)	B1' < B2' の場合	→ B' = B1	○																
(4)	B1' ≥ B2' の場合	→ B' = B2																	
				育児休業手当金 (日額) (育児休業開始から180日経過後) 円 (B')															
4	育児休業手当金支給総額等の算出 (参考)																		
	育児休業手当金 (日額) (B)	給付日数 (C) 67 / 100 (※1、※2)	日	= 円 (D)															
	育児休業手当金 (日額) (B')	給付日数 (C') 50 / 100	日	= 円 (D')															
				育児休業手当金総額 (D) + (D') 円															
	(備考)																		
	(※1) 子が1歳に達するまでに、通算して180日以上育児休業を取得し、かつ育児休業手当金を受給していた場合は記入不要。 (※2) 子が1歳に達するまでに取得していた育児休業が通算180日に達しない場合は、180日から既に取得した育児休業の日数を控除した日数を記入。																		

<育児休業手当金>

○ 組合員が育児休業をして報酬の一部又は全部が支給されない場合、当該育児休業に係る子が1歳（総務省令に定める場合（注）に該当する場合は、最長2歳）に達するまでの期間で、勤務に服さなかった期間1日につき、標準報酬日額（*）に給付割合を乗じた額を支給します。

* 標準報酬日額 = 標準報酬月額 ÷ 22日

給付額 = 標準報酬日額 × 給付割合 × 支給日数

注：総務省令に定める場合とは、次の事由に該当した場合をいいます。

1. 申込みを行っているが当面その保育所等における保育が実施されないこと
2. 養育を予定していた配偶者の死亡
3. 養育を予定していた配偶者の負傷・疾病等
4. 養育を予定していた配偶者との婚姻の解消等による別居
5. 養育を予定していた配偶者の産前産後休業等
6. 本請求とは別の子に係る産前産後休業を開始したことにより本請求に係る子についての育児休業を終了した場合で、当該産前産後休業に係る子の全てが死亡又は組合員と同居しないこととなったこと
7. 介護休業を開始したことにより本請求に係る子についての育児休業を終了した場合で、当該介護休業に係る対象家族が死亡もしくは離婚等により組合員との親族関係が消滅したこと
8. 本請求とは別の子に係る新たな育児休業を開始したことにより本請求に係る子についての育児休業を終了した場合で、当該新たな育児休業に係る子の全てが死亡又は組合員と同居しないこととなったこと
もしくは養子縁組等が成立しなかったこと

～給付割合について～

給付日額を算出するための率で、休業開始時から180日に達するまでは67/100、それ以降は50/100となります。

～給付上限相当額について～

育児休業手当金に係る1日あたりの支給額については、雇用保険法による育児休業給付に準じた給付上限相当額が設けられおり、この額を超える場合は給付上限相当額が適用されます。

※育児休業手当金算出の「給付上限相当額」（令和5年8月1日現在）

- ・給付割合67/100の場合 14,097円
- ・給付割合50/100の場合 10,520円

○添付書類

「辞令書の写」

・1.の場合

「延長辞令書の写」「入所不承諾通知書」「申立書（毎月提出）」

・2.3.の場合

「延長辞令書の写」「母子健康手帳の写」「医師の診断書」

・4.の場合

「延長辞令書の写」「母子健康手帳の写」「住民票謄本」

・5.の場合

「母子健康手帳の写」

・6.の場合

「母子健康手帳の写」「住民票謄本」

・7.の場合

「住民票謄本」

・8.の場合

死亡又は同居しないとき・・・「母子健康手帳の写」「住民票謄本」

養子縁組が成立しなかったとき・・・「家庭裁判所から発行される審判書の写」

養子縁組が成立しないまま措置が解除されたとき・・・「児童相談所から発行される措置解除決定通知書の写」